

タイトル	刑事判例研究自動車内での刃物携帯につき、銃刀法第22条の「正当な理由」を認めて無罪とした事例（旭川地判令和3年12月13日（判例集未掲載））
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，57(4)：73-83
発行日	2022-03-30

判例研究

のこぎりと鎌を、使用予定が具体的に決まってい
ないが今後草刈りに使用する目的で、約2か
月前に使用してから自動車に継続的に積載し携
帯していた場合に、銃刀法第22条の「正当な理
由」を認めて無罪とした事例

旭川地裁令和3年12月13日判決
銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
(事件番号不明)
(判例集未掲載)

神元隆賢

【事実の概要】

被告人は、令和元年10月8日午前11時7分頃、野草園の駐車場（以下「本件駐車場」という。）に自己名義の軽四輪自動車（以下「本件車両」という。）を駐車し、運転席に座っていた。本件駐車場は、住宅や道路から奥まった川沿いにあり、本件車両周辺には被告人のほかには人はいなかった。

警察官2名は、パトカーに乗車して警ら中、本件車両が1台だけ離れた場所に駐車され、被告人がパトカーの方を見て目をそらしたことから、職務質問を行ったところ、被告人は、「以前鎌とのこぎりを使って、それを積んだままにした」などと述べた。警察官らは確認させてほしい旨述べ、被告人は、降車して、本件車両のハッチバックを開けた。

本件車両の後部座席とトランクルームはフラットになっており、箱やプラスチックケースなどの荷物が積まれていた。警察官らは、助手席の後ろ辺りに、刃体の長さ約19.5センチメートル（切先と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ）ののこぎり1本と、刃体の長さ約15.6センチメートルの鎌（以下、のこぎり及び鎌を併せて「本件各刃物」

という。)があるのを確認した。この際、のこぎりの刃体はチャック付きの透明ケースに入れられており、鎌の刃体は新聞紙で覆われていた。

警察官らが本件各刃物について質問したところ、被告人は、8月頃いこの家の草刈りや庭の手入れで木の枝を切った際に使用した、いつか使う予定だが、今日使う予定はない旨述べた。警察官らは銃刀法違反に当たる旨伝え、本件各刃物の任意提出を求め、被告人はこれに応じ、警察署に移動して、事情聴取を受けた。

被告人が警察署にいる間に、警察官が被告人のいところであるA方に赴いて事情を聴いたところ、同人は、約2か月前に被告人に庭の草刈りをしてもらった、その際鎌やのこぎりを使っていた旨述べた。

以上の事案につき、本件各刃物の携帯が、銃刀法第22条(「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。」)の「正当な理由」によるかが争われた。

【判旨】

無罪。

「(1) 銃刀法22条の『正当な理由』は、当該刃物を携帯することが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、当該刃物の用途や形状・性能、携帯した者の職業や日常生活との関係、携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と、携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断すべきである(最高裁平成20年(あ)第1518号平成21年3月26日第一小法廷判決・刑集63巻3号265頁参照)。

(2) そこで検討すると、のこぎりと鎌は、使い方によっては危険だが、日常生活で使用されるもので、社会的有用性は大きく、屋外での使用が想定されるものであるから、自動車に積載されていて不自然とはいえない。

本件各刃物は、自動車の後部に置かれており、刃体はそれぞれ透明ケースと新聞紙で覆われていたから、携帯にあたるとしても、すぐに手に取って使える状況にはなく、危険性の小さい態様といえる。また、本件時、周囲に人はおらず、自ら警察官に刃物の積載を申告したなどの言動から、被告人に不当な使用目的や意図があったことはうかがわれない。

被告人は、約2か月前にいとこ方で草刈りや木の枝を切るのに使用し、

今後同様の作業をするつもりであったと供述しており、いとも約2か月前の使用状況につきこれに沿う供述をしているから、被告人の同供述は十分信用できる。

そうすると、被告人は、危険性の小さい態様で、本来の用法に沿った使用目的で本件各刃物を積載したと認められるから、本件各刃物の携帯は、社会通念上相当な行為として、『正当な理由による場合』というべきである。

(3) これに対して、検察官は、被告人は本件各刃物を約2か月前に使用した後、継続して自動車に積載しており、具体的な使用予定はなかったことを指摘して、正当な理由が認められないと主張する。

しかしながら、上記の通り、今後草刈りに使用するつもりであったという被告人供述は排斥できないところ、本件のように、のこぎりと鎌を危険性の小さい態様で自動車に積載し、客観的状況や被告人の言動から不当な使用目的が認められない事案において、使用予定が具体的に決まっていないからといって正当な理由による場合でないとするのは相当ではない。」

【評釈】

1 本件で問題となるのは、以下の点である。

第1は、銃刀法第22条の「正当な理由」の判断基準を、どのように解釈するかという点である。加えて、やはり刃物等の携帯にかかる「正当な理由」が問題となる軽犯罪法第1条2号（「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」と銃刀法第22条とで、「正当な理由」の判断基準が共通するかも問題となる。

本判決がこの判断基準について引用する最判平成21年3月26日刑集63巻3号265頁は、有価証券や多額の現金を運ぶ職務についており、仕事中に暴漢等から襲われたときの護身用として催涙スプレーを購入し携帯していた被告人が、深夜、サイクリングに出かけることにしたが、その際、万一のことを考えて護身用に本件スプレーを携帯することとし、西新宿2丁目の路上で、催涙スプレー1本をズボンの左前ポケット内に隠して携帯したところ、この携帯行為が軽犯罪法第1条2号違反となるかが争われた事案について、「本号にいう『正当な理由』があるというのは、本号所定の器具を隠匿携帯することが、職務上又は日常生活上の必

要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、当該器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と、隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断すべきものと解されるところ、本件のように、職務上の必要から、専門メーカーによって護身用に製造された比較的小型の催涙スプレー1本を入手した被告人が、健康上の理由で行う深夜路上でのサイクリングに際し、専ら防御用としてズボンのポケット内に入れて隠匿携帯したなどの事実関係の下では、同隠匿携帯は、社会通念上、相当な行為であり、上記『正当な理由』によるものであったというべきであるから、本号の罪は成立しないと解するのが相当である。」とし、被告人を無罪とした。

そして本判決は、軽犯罪法第1条2号の器具隠匿携帯にかかる上記の「正当な理由」の判断基準を、そのまま銃刀法第22条の刃物携帯にかかる「正当な理由」に引用し、「当該刃物の用途や形状・性能、携帯した者の職業や日常生活との関係、携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と、携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断」するものとした。

この銃刀法第22条と軽犯罪法第1条2号の「正当な理由」を、同様のものと解して良いかは学説上の議論がある。通説は、軽犯罪法第1条2号について、容易に人の殺傷に使用されるような器具を隠匿携帯することが、人の生命、身体に対する危害犯に結びつきやすいことに着目して、そのような抽象的危険性のある行為自体を禁止することとしたもので、実質的には銃刀法の補充的な意味を有する規定と位置づけたいうえて、両規定の「正当な理由」を同様に解してよいとする¹⁾。これに対し、一部の論者は、銃刀法第22条の「刃物」と軽犯罪法第1条2号の「器具」では抽象的危険の程度に違いがあること²⁾、法定刑について、銃刀法第22条及び第31条の18が2年以下の懲役又は30万円以下の罰金、軽犯罪法

1) 伊藤榮樹(勝丸充啓改訂)『軽犯罪法』(新装第2版・2013年)56, 60頁、木村光江「重判」ジュリスト臨増1398号(2010年)192頁、遠藤聡太「判研」ジュリスト1407号(2010年)167頁。

2) 松尾誠紀「判批」刑事法ジャーナル18号(2009年)111頁、菊池浩「判研」警察学論集62巻10号(2009年)179頁。

第1条が拘留又は科料と違いがあること³⁾などを根拠に、銃刀法第22条において「正当な理由」とされる場合には軽犯罪法第1条2号において同様であるとしても、必ずしもその逆も真という必要はない⁴⁾、あるいは「刃物」の場合に「正当な理由」が認められるのは専ら防御用の携帯であっても極めて限定的な状況に限られる⁵⁾などとして、両規定の「正当な理由」を同様のものと解することが困難な場合もある旨主張する。

思うに、軽犯罪法第1条2号は「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」の隠匿携帯を処罰するところ、銃刀法第22条が携帯を処罰する「刃物」は、「内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物」、あるいは「はさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のもの」については同条ただし書により刃体の長さが8センチメートル以上のものに限定され、銃刀法第22条に該当した場合には軽犯罪法第1条2号の適用はない。両規定の関係は、銃刀法第22条が基本法、軽犯罪法第1条2号が補充法として、両規定の構成要件に一見該当する場合であっても常に基本法のみが適用される、いわゆる法条競合の補充関係と解すべきである。そして両規定の「刃物」は、「正当な理由」の判断基準の「用途や形状・性能」に明らかに差異があり、「刃物」の範囲は軽犯罪法第1条2号の方が広い。さらに銃刀法第22条はすべての「携帯」、軽犯罪法第1条2号は「隠して携帯」する隠匿携帯を禁止するところ、軽犯罪法第1条2号の「隠して」の要件について、通説は、公然携帯は人に警戒心を与えるのに対し隠匿携帯ではそれがないから危険性が高い⁶⁾とか、正当な理由がないことの象徴的事実としての意味を有する⁷⁾などとして、銃刀法第22条の「携帯」より軽犯罪法第1条2号の隠匿携帯の方が範囲が狭いと解している。これに対し、隠匿携帯より公然携帯が必ずしも危険でないとはいえないから、軽犯罪法の「隠して」の要件は蛇足であるとの主張もあるが⁸⁾、立法論としてはともかく、法解釈として、「隠して」の要件

3) 松尾「判批」111頁。

4) 松尾「判批」111頁。

5) 菊池「判研」179頁。

6) 野木真一＝中野次雄＝植松正『註釈軽犯罪法』（1949年）33頁。

7) 伊藤（勝丸改訂）・前掲書62頁。

を排除することはできまい。とすれば、両規定の「携帯」は、最判平成21年や本判決が「正当な理由」の判断基準における客観的要素のひとつとして掲げる「態様」に関しても、明らかに差異があることになる。

以上からすると、銃刀法第22条と軽犯罪法第1条2号の「正当な理由」の判断基準を一応、共通化することはできるとしても、その具体的な内容、判断の可否の同一化は困難というべきであろう。結局は、抽象的危険性の有無、程度によるケースバイケースの判断にならざるを得ない。

2 第2は、自動車の車内に刃物を置いて携帯する行為を許容する「正当な理由」の客観的要件である、「当該刃物の用途や形状・性能、携帯した者の職業や日常生活との関係、携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況」の意義である。

東京高判昭和63年10月13日高刑41巻3号333頁は、住居のない被告人が日常生活の場としていた普通乗用自動車内において、鉈をむきだしのまま助手席と床の間の隙間に差し込んで置き、鎌の刃体をむきだしのままで助手席前の床に置き、鎌の柄を助手席の背もたれと左側前後のドアとの間に倒して置いたうえで、同車を路上に駐車させていた事案について、「右の普通乗用自動車は、住居のない被告人の居室に準じた日常生活の場所であるとはいえ、それとともに被告人が営業などの対外的活動を行うために移動して、他の第三者と接触する場所でもあり、このような場所は、日常生活を営むだけの自宅ないし居室とは異なり、一定の刃物の携帯による社会的危険性の程度は高く、銃砲刀剣類所持等取締法二二条がこのような場所における刃物の携帯を除外するものと解すべき理由はない。また、同条の携帯という語義及びその社会的危険のある行為を禁止するという趣旨からして、所論のいうように、携帯とは右の刃物を身体に帯びるか直ちに使用しうる状態で自己の身邊に置くことであると解すべきであるが、前記の鉈は、車両の運転者である被告人が手を延ばせば直ちに手に取る位置にあり、鎌は、その柄が長いいため助手席の背もたれを倒すなどする必要があつて手に取るのに若干の手間がかかることが予想されるものの、これもまた直ちに使用しうる状態で自己の身邊に置いていたものということができる。」として、銃刀法第22条違反を認めた。

8) 植松『軽犯罪法講義』(1948年)46頁。

倉敷簡判平成 30 年 5 月 29 日 2018WLJPCA05296007 は、被告人が駐車場において、軽トラの助手席上の手提げバッグ内に、鞘から容易に刃の出し入れができる形状の、刃体の長さ約 10 センチメートルの果物ナイフを入れていた事案について、銃刀法第 22 条違反を認めた。

そして本判決は、駐車場内にて、のこぎりは刃体をチャック付きの透明ケースに入れ、鎌は刃体を新聞紙で覆って、後部座席とトランクルームがフラットとなっている軽四輪自動車の助手席の後ろ辺りに置いていた事案について、「自動車の後部に置かれており、刃体はそれぞれ透明ケースと新聞紙で覆われていたから、携帯にあたるとしても、すぐに手に取って使える状況にはなく、危険性の小さい態様といえる。」として、「正当な理由」の客観的要件の充足を認めた。

東京高判昭和 63 年と本判決を比較すると、前者の刃物は刃体がむきだしであったのに対し、後者の刃物は透明ケースと新聞紙で覆われていたことから、後者の方が「すぐ手に取って使える状況にはない」とはいえるかもしれない。しかし、倉敷簡判平成 30 年では、助手席上の手提げバッグ内での、鞘に入った果物ナイフについて「正当な理由」の客観的要件の充足を否定している。これと本判決を比較すると、「手に取って使える状況」にするには、前者では手提げバッグを開けたうえで鞘から抜かなければならないのに対し、後者では、少なくとも鎌は手に取り新聞紙を捨て去るだけで使用可能となるうえ、刃体の長さは果物ナイフ 10 センチメートルに対し鎌 15.6 センチメートルで、刃物の「形状・性能」でいえば鎌の危険性が優る。東京高判昭和 63 年が鈍、そして本件と同じ鎌の携帯事案であったことも併せて考えると、本件事案の携帯の客観的な態様は、危険性の観点から言えば、従来判例と比べて、「正当な理由」を明確に認めうるものでは、必ずしもなかったのではないかとも思われる。

3 第 3 は、「正当な理由」の客観的要件である「携帯した者の職業や日常生活との関係」の意義である。

この要件は、携帯行為の主体にかかる客観的要件といえよう。前掲最判平成 21 年は、有価証券や多額の現金を運ぶ職務についている者について、この要件の充足を認めている。これに対し、仙台高判平成 6 年 8 月 25 日判時 1514 号 166 頁は、アウトドア生活者であった被告人が、刃体を露出させた果物ナイフを着衣内ポケットに収納した状態で、公園な

どの公共の場所にて持ち歩いた事案について、「たとえ本件果物ナイフが被告人にとって生活必需品であつたとしても、……公共の場所において刃物を直ちに使用し得る状態で把持することの危険性は到底これを無視し難」いとして、銃刀法第22条違反を認めた。

そして本判決は、被告人が約2か月前にいとこ方で草刈りや木の枝を切るのに使用し、今後同様の作業をするつもりであった点から「正当な理由」を認めた。「携帯した者の職業や日常生活との関係」の客観的要件を充足したということであろう。もっとも、「日常生活との関係」でいえば、生活必需品としての果物ナイフにかかる仙台高判平成6年の事案についても、客観的要件を充足しうるようにも見える。

思うに、「携帯した者の職業や日常生活との関係」は、「正当な理由」の「携帯の動機、目的、認識等の主観的要件」を立証するための客観的な事実とはなりうるが、これのみで「正当な理由」の客観的要件を充足するわけではあるまい。有価証券や多額の現金を運ぶ職務についている者が、ふだん職務において携帯している催涙スプレーを、勤務時間外に職務と無関係に無差別傷害を意図して人通りのある路上で散布しようと考えたり、包丁を用いる職業に就いている料理人が、無差別殺傷をしようとする路上で包丁を携帯することもあり得る。「正当な理由」の判断において、「携帯した者の職業や日常生活との関係」という行為者の主体の客観的要素を斟酌したとしても、その行為者の「携帯の動機、目的、認識等の主観的要素」を検討しなければ、携帯行為の社会的危険性を判断することはできない。調理服を着た料理人が無差別殺傷を意図して屋外にて包丁を携帯していた場合と、調理服を着た一般人が友人宅に赴いて出張料理人のコスプレをしつつ料理しようとする包丁を携帯して屋外を移動中だった場合とを比べれば、刃物携帯の社会的危険性は前者が圧倒的に高い。結局は、「携帯した者の職業や日常生活との関係」よりも「携帯の動機、目的、認識等の主観的要素」こそが、「正当な理由」を決定づける重要な要素となると解さざるを得ない。

4 第4は、「正当な理由」の主観的要素である「携帯の動機、目的、認識等」の意義である。従来判例は、以下に挙げるように、犯罪目的での携帯はもとより、無目的であったり、護身用としての携帯⁹⁾、さらには

9) 護身用としての刃物の携帯について、銃刀法第22条の「正当な理由」ではなく、

何かあったときに便利だから携帯していたなどというように使用時期、用途が具体的ではない携帯について、「正当な理由」の主観的要件の充足を認めないものが多くみられる。

前掲東京高判昭和 63 年は、「被告人は司法警察員及び検察官に対する各供述調書においては、右鎌は護身用を買ったものであると供述しており、右供述のとおりであればもとより、……被告人の前記鉈及び鎌の携帯は業務その他正当な理由による場合ではない」とした。

水戸地裁平成 23 年 7 月 29 日判例地方自治 363 号 77 頁は、ナイフを約 7 か月の間、自動車内に積みっぱなしで、「何かあったときに便利だからいつも積んでいる」などと述べていた事案について、「正当な理由とは、例えば、刃物を購入して自宅へ持ち帰るために携行している場合や、登山者が登山用ナイフを携行している場合などのように社会通念上その刃物を携帯することが是認されるような場合をいうと解される。したがって、人を殺傷するなどの犯罪の用に供する目的で携行する場合はもちろんのこと、護身用として刃物を携帯したり、目的もなしに刃物を携帯している場合も、正当な理由がない携帯となる。」として、銃刀法第 22 条違反を認めた。

前掲倉敷簡判平成 30 年は、「犯罪に使用する目的で携行することはもちろんのこと、犯罪の目的がなくとも、単に護身用として刃物を携帯したり、何かあったときに便利だからなどと目的もなしに刃物を持ち歩いたりすることもまた、正当な理由がない携帯となる。」とした。

正当防衛あるいは正当行為としての違法性阻却の是非が争われたものとして、最決平成 17 年 11 月 8 日刑集 59 卷 9 号 1449 頁がある。同決定は、かねて激しい反目状態にあった男性とのけんか抗争等に備える目的で、本件刃物（刃体の長さ約 11 cm のはさみの片刃を加工して作製した刃物）をその運転する自動車のダッシュボード内に入れておき、その男性運転の四輪駆動車に意図的に衝突されて自車が転覆した際、護身用に本件刃物をダッシュボードから取出してズボンのポケットに入れて自車からはい出し、ゴルフクラブを所持したその男性と怒鳴り合う状態になったところ、その場にいた警察官や通行人らにより引き離され、本件刃物の不法携帯の容疑で現行犯逮捕された事案について、「被告人が自動車のダッシュボード内に本件刃物を入れておいたことは不法な刃物の携帯というべきであり、その後本件刃物を護身用にポケットに移し替えて携帯したとしても、それは不法な刃物の携帯の一部と評価するのが相当であるから、本件訴因記載時点における被告人の携帯行為について、違法性が阻却される余地はないと解すべき」とした。

一方、本判決は、刃物を約2か月前にいとこ方で草刈りや木の枝を切るのに使用した後、継続して自動車に積載し、今後同様の作業をするつもりであったものの具体的な使用予定はなかった事案について、「本件のように、のこぎりと鎌を危険性の小さい態様で自動車に積載し、客観的状況や被告人の言動から不当な使用目的が認められない事案において、使用予定が具体的に決まっていなくて正当な理由による場合でないとするのは相当ではない。」とした。これは、刃物携帯の「目的」がどれだけ具体的であったかが重要であって、使用予定時期の具体性はさほど重要でないとの趣旨であるようにも見える。しかし、前掲仙台高判平成6年のように、生活必需品としての刃物の携帯について「正当な理由」が認められなかったものもある¹⁰⁾。これらを総合的に考慮すると、刃物の携帯については、「何かあった時に便利だから」という程度を超えた、刃物をどのような用途に用いる予定であったのか、どこで何を切る目的の携帯であったのかという用途の具体性は要求されるものの、いつ切る予定であったのかという時期の具体性はさほど重要でないということになる。

以上に鑑みると、本件では、刃物携帯の「正当な理由」の客観的要素は、従来の判例と比べて十分と明言できる程度にまで必ずしも至っていなかったものの、主観的要素は使用目的が明確で十分なものであったから充足され、総合的にみて正当性が肯定されたというべきであろう。銃刀法第22条の「正当な理由」が、「客観的要素と……主観的要素とを総合的に勘案して判断」されるものとされつつも、実質的には主観的要素に相当に傾くものであることがうかがえよう。

近年、コロナ禍において人の密を避けつつレジャーを楽しもうとの観点から、自家用車でオートキャンプ場に移動してアウトドアで焚き火や料理等をし、夜は車に隣接してテントを張って寝泊まりしたり車中泊をするカーキャンプが流行している。このような態様のキャンプをする際には、自家用車内に、焚き火の薪を切削するための鉋やのこぎり、料理

10) もっとも、仙台高判平成6年では、現に、被告人が携帯していた刃物を用いて人の頸部等に切りつけており、この事実が正当な理由の判断において「考慮する」ものとされている。これからすると、仙台高判平成6年では、刃物の携帯の「動機、目的」自体が生活必需品としてのみであったかが、疑わしいと判断された可能性もある。

のための調理ナイフや包丁といった刃物をキャンプ用品として積載することが多い。しかし、このようなキャンプを終えて帰宅してからも、当面の使用予定がないにもかかわらず、キャンプ用品を積んだままにしている者もまた、一定数いるかと思われる。本判決では、時期は未定ながら、いどこ方で草刈りや木の枝を切るという目的での刃物携帯が正当化された。しかし、例えば、何を切るかは判然としないが次にキャンプに行った際に役立つであろうから刃物を車に積んでいたなどといった場合には、刃物携帯の目的の、用途の具体性を欠くから正当化は困難となろう。本判決は、自動車内での刃物携帯が正当化される「目的」の具体例を示した点で、意義があると思われる。

